

# NPO法人玉響定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人玉響という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は広島市及びその周辺地域に居住する障害者、高齢者、その他支援を必要とする人々に対して、同行援護、行動援護、移動支援及び生活支援等の各種福祉サービス等を行い、幅広い活動の選択肢を提供し、地域と共に生活することで、関係諸官庁が目指す、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に寄与することを目的とする。  
(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (3) 地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業
- (4) セミナー開催と実務体験による支援員教育事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員  
この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び事業者
- (2) 活動会員  
この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動に参加する個人及び事業者
- (3) 一般会員  
この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を賛助し、この法人の支援を享受する個人及び事業者
- (4) 賛助会員  
この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を賛助する個人及び事業者

(入会)

第7条 会員は、この法人の目的に賛同するものでなければならない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会員の種別を問わず、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内に招集し、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 入会金及び会費の額

(5) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(6) 事務局の組織及び運営に関する事項

(7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、理事会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の決議により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	田 中 光 明
副理事長	川 脇 真 純
理事	東 野 幸 恵
理事	三 小 田 亮
監事	野 村 美 枝
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員(個人・事業者)	入会金	0円	年会費	0円
(2) 活動会員(個人・事業者)	入会金	0円	年会費	0円
(3) 一般会員(個人・事業者)	入会金	0円	年会費	1口 50,000円 2口以下
(4) 賛助会員(個人・事業者)	入会金	0円	年会費	1口 50,000円

令和8年度事業計画書

NPO法人 玉響

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	事業の予算 (単：千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	4月	広島市内	20	広島市内在住 知的障がい者 20名	120千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	4月	広島市内	10	広島市内在住 知的障がい者 10名	60千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との農作物植え込み作業	4月	たまゆら 敷地内	10	広島市内在住 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	4月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 桜花見	4月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	5月	広島市内	20	広島市内在住 知的障がい者 20名	120千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	5月	広島市内	10	広島市内在住 知的障がい者 10名	60千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との農作物植え込み作業	5月	たまゆら 敷地内	10	広島市内在住 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	5月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	5月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	6月	広島市内	20	広島市内在住 知的障がい者 20名	120千円

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の 外出支援	6月	広島市内	10	広島市内在住 知的障がい者 10名	60千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 農作物植え込み作業	6月	たまゆら 敷地内	10	広島市内在住 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 親子参加 お茶会	6月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 親子参加 お茶会	6月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出 支援	7月	広島市内	25	広島市内在住 知的障がい者 25名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の 外出支援	7月	広島市内	15	広島市内在住 知的障がい者 15名	90千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 農作物植え込み作業	7月	たまゆら 敷地内	10	広島市内在住 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 親子参加 お茶会	7月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 親子参加 お茶会	7月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出 支援	8月	広島市内	25	広島市内在住 知的障がい者 25名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の 外出支援	8月	広島市内	15	広島市内在住 知的障がい者 15名	90千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 農作物果実収穫調理	8月	たまゆら 敷地内	10	広島市内在住 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 親子参加 お茶会	8月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 親子参加 お茶会	8月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出 支援	9月	広島市内	25	広島市内在住 知的障がい者 25名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の 外出支援	9月	広島市内	15	広島市内在住 知的障がい者 15名	90千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 農作物植え込み作業	9月	たまゆら 敷地内	10	広島市内在住 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 親子参加 お茶会	9月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 親子参加 お茶会	9月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	10月	広島市内	25	広島市内在住 知的障がい者 25名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	10月	広島市内	15	広島市内在住 知的障がい者 15名	90千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との農作物収穫作業	10月	たまゆら 敷地内	10	広島市内在住 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	10月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	10月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	11月	広島市内	25	広島市内在住 知的障がい者 25名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	11月	広島市内	15	広島市内在住 知的障がい者 15名	90千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との農作物植え込み作業	11月	たまゆら 敷地内	10	広島市内在住 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	11月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	11月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	12月	広島市内	25	広島市内在住 知的障がい者 25名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	12月	広島市内	15	広島市内在住 知的障がい者 15名	90千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との農作物植え込み作業	12月	たまゆら 敷地内	10	広島市内在住 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 餅つき会	12月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	250千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 クリスマス会	12月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	1月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	180千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	1月	広島市内	15	広島市内在住 知的障がい者 15名	90千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との農作物植え込み作業	1月	たまゆら 敷地内	10	広島市内在住 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	1月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円

地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	1月	たまゆら敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	2月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	180千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	2月	広島市内	15	広島市内在住 知的障がい者 15名	90千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との農作物収穫調理飲食	2月	たまゆら敷地内	10	広島市内在住 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	2月	たまゆら敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	2月	たまゆら敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	3月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	3月	広島市内	15	広島市内在住 知的障がい者 15名	90千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との農作物植え込み作業	3月	たまゆら敷地内	10	広島市内在住 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	3月	たまゆら敷地内	5	入所者・在宅 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	3月	たまゆら敷地内	5	広島市内在住 知的・身体障害10名	40千円
						6330千円

令和9年度事業計画書

NPO法人 玉響

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

1 事業実施の方針

障がい者支援の一環として、一般社会と接する機会を増やすための外出、本人が希望する活動を推進するための移動支援を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	事業の予算 (単：千円)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	4月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	4月	広島市内	15	広島市内在住 知的障がい者 15名	90千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との餅つき・調理・飲食	4月	たまゆら 敷地内	10	施設に入所している 知的障がい者 15名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	5月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	5月	広島市内	15	広島市内在住 知的障がい者 15名	90千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との農作物植え込み作業	5月	たまゆら 敷地内	10	施設に入所している 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	5月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	5月	たまゆら 敷地内	5	育成会佐伯区支部 障害児親子10名	40千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	6月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	6月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	180千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	知的障がい者と地域住民との料理教室・飲食	6月	たまゆら 敷地内	8	施設に入所している 知的障がい者 10名	60千円

地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	6月	たまゆら敷地内	5	知的障害者の会 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	6月	たまゆら敷地内	5	知的障害者の会 障害児親子10名	40千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	7月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	7月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	180千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との農作物植え込み作業	7月	たまゆら敷地内	10	施設に入所している 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	7月	たまゆら敷地内	5	知的障害者の会 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	7月	たまゆら敷地内	5	知的障害者の会 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 果物収穫	7月	たまゆら敷地内	10	知的障害者の会 障害者20名	100千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	8月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	8月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	180千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との農作物植え込み作業	8月	たまゆら敷地内	10	施設に入所している 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	8月	たまゆら敷地内	5	知的障害者の会 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	8月	たまゆら敷地内	5	知的障害者の会 障害児親子10名	40千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	9月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	9月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	180千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との農作物収穫・調理飲食	9月	たまゆら敷地内	10	施設に入所している 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	9月	たまゆら敷地内	5	知的障害者の会 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	9月	たまゆら敷地内	5	知的障害者の会 障害児親子10名	40千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	10月	広島市内	30	施設に入所している 知的障がい者 30名	150千円

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の 外出支援	10月	広島市内	30	施設・在宅の聴覚 知的障がい者 30名	180千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 農作物収穫・調理飲食	10月	たまゆら 敷地内	10	施設に入所している 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 親子参加 お茶会	10月	たまゆら 敷地内	5	知的障害者の会 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 親子参加 お茶会	10月	たまゆら 敷地内	5	知的障害者の会 障害児親子10名	40千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出 支援	11月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の 外出支援	11月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	180千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 農作物収穫・調理飲食	11月	たまゆら 敷地内	10	施設に入所している 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 親子参加 餅つき	11月	たまゆら 敷地内	15	知的障害者の会 施設入所者30名	250千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 親子参加クリスマス会	11月	たまゆら 敷地内	10	知的障害者の会 障害児親子20名	100千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出 支援	12月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の 外出支援	12月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	180千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 農作物収穫・調理飲食	12月	たまゆら 敷地内	10	施設に入所している 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 親子参加 お茶会	12月	たまゆら 敷地内	5	知的障害者の会 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 食事交流会	12月	たまゆら 敷地内	5	B型作業所通所者 施設入所者20名	50千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出 支援	1月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の 外出支援	1月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	180千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 農作物収穫・調理飲食	1月	たまゆら 敷地内	10	施設に入所している 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 親子参加 お茶会	1月	たまゆら 敷地内	5	知的障害者の会 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との 食事交流会	1月	たまゆら 敷地内	5	B型作業所通所者 施設入所者20名	50千円

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	2月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	2月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	180千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との農作物収穫・調理飲食	2月	たまゆら 敷地内	10	施設に入所している 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	2月	たまゆら 敷地内	5	知的障害者の会 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との食事交流会	2月	たまゆら 敷地内	5	B型作業所通所者 施設入所者20名	50千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	知的障がい者の外出支援	3月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	150千円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	聴覚・身体障がい者の外出支援	3月	広島市内	30	広島市内在住 知的障がい者 30名	180千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との農作物収穫・調理飲食	3月	たまゆら 敷地内	10	施設に入所している 知的障がい者 20名	200千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との親子参加 お茶会	3月	たまゆら 敷地内	5	知的障害者の会 障害児親子10名	40千円
地域と一体となって行事を開催し、障害者への理解を深めてもらう事業	障がい者と地域住民との食事交流会	3月	たまゆら 敷地内	5	B型作業所通所者 施設入所者20名	50千円

7,280千円

令和8年 活動予算書  
 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人玉響 (単位：円)

科目	金額		
I 経常利益			
1、受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	1,000,000	1,000,000	
2、受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000		
施設等受入評価益	0	1,000,000	
3、受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4、事業収益			
移動支援事業収益	2,856,000		
行動援護事業収益	3,600,000	6,456,000	
5、その他収益			
受取利息	0		
雑収益	485,000	485,000	
経常収益計 (A)			8,941,000
II 経常経費			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	3,990,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	3,990,000		
(2) その他経費			
行事材料費	1,540,000		
旅費交通費	300,000		
施設等評価費用	0		
原価償却費	500,000		
支払利息	0		
その他経費計	2,340,000		
事業費計		6,330,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			

役員報酬	2,000,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	2,000,000		
(2) その他経費			
会議費	30,000		
旅費交通費	30,000		
減価償却費	120,000		
支払い利息	0		
その他経費計	180,000		
管理費計		2,180,000	
経常費用計 (B)			8,510,000
当期経常増減額 (A-B)			431,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
当期正味財産増減額			431,000
前期繰越正味財産額			485,000
次期繰越正味財産額			916,000

令和9年 活動予算書  
 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

NPO法人 玉響 (単位：円)

科目	金額		
I 経常利益			
1、受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	1,000,000	1,000,000	
2、受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000		
施設等受入評価益	0	1,000,000	
3、受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4、事業収益			
移動支援事業収益	3,600,000		
行動援護事業収益	3,600,000	7,200,000	
5、その他収益			
受取利息	0		
雑収益	485,000	485,000	
経常収益計 (A)			9,685,000
II 経常経費			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,850,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	4,850,000		
(2) その他経費			
行事材料費	1,050,000		
旅費交通費	680,000		
施設等評価費用	0		
原価償却費	700,000		
支払利息	0		
その他経費計	2,430,000		
事業費計		7,280,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			

役員報酬	2,000,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	2,000,000		
(2) その他経費			
会議費	30,000		
旅費交通費	30,000		
減価償却費	120,000		
支払い利息	0		
その他経費計	180,000		
管理費計		2,180,000	
経常費用計 (B)			9,460,000
当期経常増減額 (A-B)			225,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			225,000
前期繰越正味財産額			916,000
次期繰越正味財産額			1,141,000